佐原駅周辺地区複合公共施設整備・管理運営事業　入札公告関連資料　新旧対照表（令和2年4月15日）

No	資料名	頁	該当箇所							項目名	旧	新（令和2年4月15日） ※追加・変更箇所に下線　取消箇所は取消線
1	入札公告	1	1	(3)						事業期間	事業契約締結日の翌日から　令和20年2月28日まで （施設整備期間　事業契約締結日の翌日から　令和5年2月28日まで） （維持管理・運営期間　令和5年3月1日から　令和20年2月28日まで）	事業契約締結日の翌日から　令和20年3月28日まで （施設整備期間　事業契約締結日の翌日から　令和5年3月28日まで） （維持管理・運営期間　令和5年3月29日から　令和20年3月28日まで）
2	入札公告	5	4	(5)						入札書提出期間	令和2年5月11日（月）午前9時 から 令和2年5月15日（金）午後4時 まで	令和2年6月11日（木）午前9時 から 令和2年6月15日（月）午後4時 まで
3	入札公告	6	4	(8)						技術提案書の提出期間	令和2年5月11日（月）午前9時 から 令和2年5月15日（金）午後4時 まで　（郵送の場合は必着）	令和2年6月11日（木）午前9時 から 令和2年6月15日（月）午後4時 まで　（郵送の場合は必着）
4	入札公告	6	5	(1)						開札日時	令和2年6月24日（水）	令和2年7月28日（火）
5	入札公告	6	6	(1)	イ					資格確認書類の提出期間	令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月15日（金）午後4時まで （郵送の場合は必着）	令和2年6月11日（木）午前9時 から 令和2年6月15日（月）午後4時 まで　（郵送の場合は必着）
6	要求水準書	2	第1章	1	(3)	1)				事業期間	**(3) 事業期間** 1) 本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和20年2月28日までとする。 項目 ｜ 実施時期・期間 事業契約締結 ｜ 令和2年7月頃 施設整備期間 ｜ 事業契約締結日の翌日から令和5年2月28日まで 維持管理・運営期間（開館準備期間を含む） ｜ 令和5年3月1日から令和20年2月28日まで 開館日 ｜ 令和5年6月1日以前	**(3) 事業期間** 1) 本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和20年3月28日までとする。 項目 ｜ 実施時期・期間 事業契約締結 ｜ 令和2年8月頃 施設整備期間 ｜ 事業契約締結日の翌日から令和5年3月28日まで 維持管理・運営期間（開館準備期間を含む） ｜ 令和5年3月29日から令和20年3月28日まで 開館日 ｜ 令和5年6月29日以前
7	要求水準書	42	第3章	2	(2)					維持管理期間の設定	(2) 維持管理期間の設定 維持管理期間は、開館準備期間を含め施設引渡し後から事業期間終了（令和5年3月1日から令和20年2月28日）までとする。なお、開館準備期間は3ヶ月以内とし、その期間は事業者の提案とする。	(2) 維持管理期間の設定 維持管理期間は、開館準備期間を含め施設引渡し後から事業期間終了（令和5年3月29日から令和20年3月28日）までとする。なお、開館準備期間は3ヶ月以内とし、その期間は事業者の提案とする。
8	要求水準書	44	第3章	2	(9)	1)				維持管理業務計画書の作成、提出	(9) 維持管理業務計画書の作成、提出 1) 事業者は、維持管理期間（令和5年3月1日から令和20年2月28日まで）の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した維持管理業務計画書を市と協議の上作成すること。	(9) 維持管理業務計画書の作成、提出 1) 事業者は、維持管理期間（令和5年3月29日から令和20年3月28日まで）の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した維持管理業務計画書を市と協議の上作成すること。

佐原駅周辺地区複合公共施設整備・管理運営事業　入札公告関連資料　新旧対照表（令和2年4月15日）

No	資料名	頁	該当箇所							項目名	旧	新（令和2年4月15日） ※追加・変更箇所に下線　取消箇所は取消線
9	要求水準書	53	第4章	2	(2)					運営期間の設定	(2) 運営期間の設定 運営期間は、開館準備期間を含め施設引渡し後から事業期間終了（令和5年3月1日から令和20年2月28日）までとする。なお、開館準備期間は3ヶ月以内とし、その期間は事業者の提案とする。	(2) 運営期間の設定 運営期間は、開館準備期間を含め施設引渡し後から事業期間終了（令和5年3月29日から令和20年3月28日）までとする。なお、開館準備期間は3ヶ月以内とし、その期間は事業者の提案とする。
10	要求水準書	55	第4章	2	(9)	1)				運営業務計画書の作成、提出	(9) 運営業務計画書の作成、提出 1)　事業者は、運営期間（令和5年3月1日から令和20年2月28日）の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した運営業務計画書を市と協議の上作成すること。	(9) 運営業務計画書の作成、提出 1)　事業者は、運営期間（令和5年3月29日から令和20年3月28日）の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した運営業務計画書を市と協議の上作成すること。
11	基本契約書（案）	1	第4条							基本契約の効力	（基本契約の効力） 第4条　本基本契約の有効期間は、契約の締結の翌日から令和20年2月28日までとする。ただし、工事契約が香取市議会における次条第3項の議決を得られなかったときは、効力を失う。	（基本契約の効力） 第4条　本基本契約の有効期間は、契約の締結の翌日から令和20年3月28日までとする。ただし、工事契約が香取市議会における次条第3項の議決を得られなかったときは、効力を失う。
12	基本契約書（案）	2	第7条							事業期間	（事業期間） 第7条　本事業の事業期間は、基本契約の締結の日から解除その他の理由により基本契約の効力を失った日又は令和20年2月28日までとする。 2　本事業の建設工事期間は、工事契約の締結の日の翌日から解除その他の理由により工事契約の効力を失った日又は令和5年2月28日の引渡日までとする。ただし、工事契約の規定により本施設の引渡日は変更できるものとする。 3　本事業の維持管理、運営期間は、令和5年3月1日から解除その他の理由により基本契約の効力を失った日又は令和20年2月28日までとする。	（事業期間） 第7条　本事業の事業期間は、基本契約の締結の日から解除その他の理由により基本契約の効力を失った日又は令和20年3月28日までとする。 2　本事業の建設工事期間は、工事契約の締結の日の翌日から解除その他の理由により工事契約の効力を失った日又は令和5年3月28日の引渡日までとする。ただし、工事契約の規定により本施設の引渡日は変更できるものとする。 3　本事業の維持管理、運営期間は、令和5年3月29日から解除その他の理由により基本契約の効力を失った日又は令和20年3月28日までとする。
13	建設工事請負契約書（案）	1	3							工期	3　工　期　　自　議会の可決の議決を得た翌日から 至　令和5年2月28日　まで	3　工　期　　自　議会の可決の議決を得た翌日から 至　令和5年3月28日　まで
14	建設工事請負契約書（案）	30	別紙1							事業日程	別紙１　事業日程表 （事業者の提案による） 項　目 ／ 日　程 開館日 ／ 令和５年６月１日以前 引継ぎ資料等提出日 ／ 維持管理運営終了日 ／ 令和20年２月28日	別紙１　事業日程表 （事業者の提案による） 項　目 ／ 日　程 開館日 ／ 令和５年６月29日以前 引継ぎ資料等提出日 ／ 維持管理運営終了日 ／ 令和20年３月28日
15	維持管理運営業務委託契約書（案）	1	3							業務期間	3　業務期間　　自　令和5年3月1日から 至　令和20年2月28日　まで	3　業務期間　　自　令和5年3月29日から 至　令和20年3月28日　まで
16	維持管理運営業務委託契約書（案）	5	第12条							維持管理業務の実施	（維持管理業務の実施） 第12条　受注者は、開館日から令和20年2月28日まで、自らの責任と費用負担において、法令を遵守の上、本契約等に定める条件に従い、維持管理業務を行う。	（維持管理業務の実施） 第12条　受注者は、開館日から令和20年3月28日まで、自らの責任と費用負担において、法令を遵守の上、本契約等に定める条件に従い、維持管理業務を行う。

佐原駅周辺地区複合公共施設整備・管理運営事業　入札公告関連資料　新旧対照表（令和2年4月15日）

No	資料名	頁	該当箇所							項目名	旧	新（令和2年4月15日） ※追加・変更箇所に下線　取消箇所は取消線
17	維持管理運営業務委託契約書（案）	10	第30条	1						運営業務の実施	（運営業務の実施） 第30条　受注者は、開館日から令和20年2月28日まで、自らの責任と費用負担において、適用ある法令を遵守の上、本契約等に定める条件に従い、運営業務を行う。	（運営業務の実施） 第30条　受注者は、開館日から令和20年3月28日まで、自らの責任と費用負担において、適用ある法令を遵守の上、本契約等に定める条件に従い、運営業務を行う。
18	維持管理運営業務委託契約書（案）	13	第41条							契約期間の終了	（契約期間の終了） 第41条　開館準備期間は、令和5年3月1日から開館日までとし、その期間は3ヶ月以内とする。 2　維持管理期間は、開館日から令和20年2月28日とする。 3　運営期間は、開館日から令和20年2月28日とする。 4　本契約は、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和20年2月28日をもって終了する。ただし、本施設の引渡日に変更があった場合は、変更に併せ開館準備期間、維持管理及び運営期間も変更されるものとする。	（契約期間の終了） 第41条　開館準備期間は、令和5年3月29日から開館日までとし、その期間は3ヶ月以内とする。 2　維持管理期間は、開館日から令和20年3月28日とする。 3　運営期間は、開館日から令和20年3月28日とする。 4　本契約は、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和20年3月28日をもって終了する。ただし、本施設の引渡日に変更があった場合は、変更に併せ開館準備期間、維持管理及び運営期間も変更されるものとする。
19	維持管理運営業務委託契約書（案）	26	別紙1							事業日程	別紙１　事業日程表 （事業者の提案による） 項　目：日　程 開館日：令和５年６月１日以前 引継ぎ資料等提出日： 維持管理運営終了日：令和20年２月28日	別紙１　事業日程表 （事業者の提案による） 項　目：日　程 開館日：令和５年６月29日以前 引継ぎ資料等提出日： 維持管理運営終了日：令和20年３月28日
20	維持管理運営業務委託契約書（案）	28	別紙2							開館準備期間 運営期間 維持管理期間 業務期間	「開館準備期間」とは、令和5年3月１日から開館日までの期間をいい、その期間は3ヶ月以内とする。 「運営期間」とは、開館日から令和20年2月28日までの期間をいう。 「維持管理期間」とは、開館日から令和20年2月28日までの期間をいう。 「業務期間」とは、本契約の業務期間である令和5年3月１日から令和20年2月28日までの期間をいう。	「開館準備期間」とは、令和5年3月29日から開館日までの期間をいい、その期間は3ヶ月以内とする。 「運営期間」とは、開館日から令和20年3月28日までの期間をいう。 「維持管理期間」とは、開館日から令和20年3月28日までの期間をいう。 「業務期間」とは、本契約の業務期間である令和5年3月29日から令和20年3月28日までの期間をいう。
21	様式集 様式一覧表									各様式の提出期間	【各様式の提出期間】 ※1　入札書等・入札参加資格確認書類・技術提案書 令和2年5月11日（月）午前9時から 令和2年5月15日（金）午後4時まで	【各様式の提出期間】 ※1　入札書等・入札参加資格確認書類・技術提案書 令和2年6月11日（木）午前9時から 令和2年6月15日（月）午後4時まで
22	様式4 入札書等提出届									◆1　入札書等の提出日時及び場所	◆1　入札書等の提出日時及び場所 1）提出日時　令和2年5月11日（月）午前9時から5月15日（金）午後4時まで	◆1　入札書等の提出日時及び場所 1）提出日時　令和2年6月11日（木）午前9時から6月15日（月）午後4時まで
23	様式5-2 要求水準確認書	27 28 34 35										No7～10の要求水準書の修正に準じて【様式5-2】要求水準確認書を修正